

■議案第35号 四万十町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」）の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「施行令」）の一部改正に伴い、「四万十町災害弔慰金の支給等に関する条例」における災害援護資金の貸付に係る所要の規定を整備するものです。

【主な改正内容】

改正内容	新	旧
①保証人要件の緩和	不要	必置（施行令で規定）
②貸付利率の変更	無利子	3 %（法で固定）
③償還方法の拡充	従来のほか、「月賦償還」を追加	年、半年賦償還

①保証人要件の緩和

従来は、災害援護資金の貸付けを受ける方は、保証人を立てることが義務づけられていましたが、保証人を立てることが困難な被災者の実情も考慮され、当該規定が削除されました。（旧施行令第 8 条・削除）

本町では、災害援護資金の被災要件に該当する方が、保証人の有無に関係なく当該資金の貸付手続きが行えるように「保証人を不要」とします。

②貸付利率の無利子化

災害援護資金の貸付利率は、年 3 % に固定されていましたが、各自治体の判断に基づき、これよりも低い利率での貸し付けを条例で設定できるようになりました。（法第 10 条第 4 項）

本町では、被災者の負担を軽減し、早期の生活再建を図れるように災害援護資金の貸付利率を「無利子」とします。

③償還方法の拡充

施行令において、災害援護資金の返還方法が年賦償還、半年賦償還のほかに「月賦償還」が追加されました。（施行令第 7 条第 4 項）

本町においても、災害援護資金の円滑な償還と確実な債権回収のため、償還方法に「月賦償還」を追加します。

【施行期日】

平成 31 年 4 月 1 日（遡及適用）

【新旧対照表】

改正後	改正前
(利率) 第 14 条 災害援護資金は、<u>無利子</u>とする。 (償還等) 第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。 2 略 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から<u>第 11 条</u>までの規定によるものとする。	(利率) 第 14 条 災害援護資金は、<u>据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き、年 3 パーセント</u>とする。 (償還等) 第 15 条 災害援護資金は、年賦償還<u>又は、半年賦償還</u>とする。 2 略 3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から<u>第 12 条</u>までの規定によるものとする。

【根拠法令】

災害弔慰金の支給等に関する法律（抜粋）

(災害援護資金の貸付け) 第 10 条 略 2・3 略 4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年 3 パーセント以内で条例で定める率とする。
--

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（抜粋）

(災害援護資金の限度額及び償還方法) 第 7 条 略 2・3 略 4 前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
--

【参考】

災害援護資金の貸付制度の概要

地震や風水害などの災害により災害救助法が適用された自治体において、被災世帯に対して、生活の再建に必要な資金を一定条件のもとで貸付を行う制度です。

対 象	世帯主が負傷し、又は住居・家財に被害を受けた世帯	法第 10 条
所 得 制 限	別表のとおり	施行令第 5 条
貸付限度額	350 万円	施行令第 7 条第 1 項
償 還 期 間	10 年	施行令 7 条第 2 項
据 置 期 間	3 年（特別な場合は 5 年）	施行令 7 条第 2 項
原 資	国 2／3、県 1／3	法第 12 条

〔別表〕

世帯人員	市町村民税における総所得金額
1 人	220 万円
2 人	430 万円
3 人	620 万円
4 人	730 万円
5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては 1,270 万円	